

新潟県柏崎市空家等の適正な管理に関する条例（平成 28 年 2 月 26 日条例第 11 号）

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）<u>第 4 条の規定に基づき、空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する措置について、必要な事項を定めることにより、</u>市民等の生命、身体及び財産の保護並びに良好な生活環境の保全を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 空家等 <u>法第 2 条第 1 項に規定する空家等をいう。</u></p> <p>(2) 特定空家等 <u>法第 2 条第 2 項に規定する特定空家等をいう。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）の趣旨に基づき、空家等の適正な管理に関し必要な事項を定めることにより、市民等の生命、身体及び財産の保護並びに良好な生活環境の保全を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 空家等 市内に所在する建築物又はこれに附属する工作物であって、居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。</p> <p>(2) 特定空家等 市内に所在する空家等であって、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく</p>

改正後	改正前
<p><u>(3) 管理不全空家等 法第13条第1項に規定する管理不全空家等をいう。</u></p> <p><u>(4) 所有者等 市内に所在する空家等を所有し、又は管理する者をいう。</u></p> <p><u>(5) 市民等 市内に在住、在勤又は在学する個人、<u>市内の自治組織及び市民活動団体並びに</u>市内に事務所を有する法人その他の団体をいう。</u></p> <p>(空家等の所有者等の義務)</p> <p>第3条 空家等の所有者等は、当該空家等が周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、自らの責任において空家等を適正に管理しなければならない。</p> <p><u>2 空家等に係る敷地の所有者等が当該空家等に係る建築物若しくはこれに附属する工作物又は立木その他の土地に定着する物（以下「建築物等」という。）を所有せず、又は管理していない場合には、当該空家等に係る敷地の所有者等は、当該建築物等が周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、当該空家等に係る建築物</u></p>	<p>衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められるものをいう。</p> <p>(3) 所有者等 市内に所在する空家等を所有し、又は管理する者をいう。</p> <p>(4) 市民等 市内に在住、在勤又は在学する個人及び市内に事務所を有する法人その他の団体をいう。</p> <p>(空家等の所有者等の義務)</p> <p>第3条 空家等の所有者等は、当該空家等が周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、自らの責任において空家等を適正に管理しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p><u>等の所有者等に対する働きかけを行うように努めなければならない。</u></p> <p>(市民等の <u>責務</u>)</p> <p>第4条 市民等は、<u>空家等の活用及び発生の予防並びに空家等の状況及びその所有者等に関する情報の把握に関し、積極的な役割を果たし、市と相互に連携を図るよう努めなければならない。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(認定等)</p> <p>第5条 市長は、<u>管理不全空家等又は特定空家等</u>に対する措置を適切に講ずるため、<u>必要な調査</u>を行い、当該空家等が<u>管理不全空家等又は特定空家等</u>であると認めるときは、<u>管理不全空家等又は特定空家等として認定するものとする。</u><u>この場合において、市長は、あらかじめ第8条第1項の空家等対策推進協議会の意見を聴くことができる。</u></p> <p><u>2 市長は、管理不全空家等又は特定空家等の所有者等が当該管理不全空家等又は特定空家等に対し必要な措置をとり、管理不</u></p>	<p>(市民等の役割)</p> <p>第4条 市民等は、特定空家等があると認めるときは、市長に対し、規則に定めるところにより、その旨を報告するものとする。</p> <p>2 市民等は、地域の良好な生活環境の保全に努めるとともに、市が実施する施策に協力するものとする。</p> <p>(認定)</p> <p>第5条 市長は、特定空家等に対する措置を適切に講ずるため、法第9条に規定する調査を行い、当該空家等が特定空家等であると認めるときは、特定空家等認定リストに登載し、特定空家等認定台帳を作成するものとする。</p>

改正後	改正前
<p><u>全空家等又は特定空家等に該当しないと認めるときは、認定を取り消し、その旨を所有者等に通知するものとする。</u></p> <p>(勧告前の手続)</p> <p>第6条 市長は、<u>法第13条第2項又は法第22条第2項</u>の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、規則で定める手続を経るものとし、当該勧告に係る<u>管理不全空家等又は特定空家等</u>の所有者等に意見を述べる機会を与えるものとする。</p> <p><u>(管理不全空家等又は特定空家等に該当しない空家等への助言)</u></p> <p>第7条 市長は、<u>管理不全空家等又は特定空家等に該当しないが適切な管理がなされていない空家等の所有者等に対し、当該空家等の周辺における生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう助言することができるものとする。</u></p> <p>(空家等対策推進協議会)</p> <p>第8条 <u>法第7条第1項に定める空家等対策計画の策定又は変更及び当該空家等対策計画に基づき実施する施策等が、市民等の意見を十分に反映しながら円滑かつ適正に行われることに資す</u></p>	<p>(勧告前の手続)</p> <p>第6条 市長は、法第14条第2項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、規則で定める手続を経るものとし、当該勧告に係る特定空家等の所有者等に意見を述べる機会を与えるものとする。</p> <p>(特定空家等審議会)</p> <p>第7条 法第6条第2項第6号に規定する事項を諮問するため、市長の附属機関として、特定空家等審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p>

改正後	改正前
<p><u>るため、法第8条第1項の規定に基づく市長の附属機関として、空家等対策推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。</u></p> <p><u>2 協議会は、次に掲げる事項について調査審議する。</u></p> <p><u>(1) 法第7条第1項に規定する空家等対策計画の策定又は変更に関する事項</u></p> <p><u>(2) 管理不全空家等又は特定空家等への対処に関する事項</u></p> <p><u>3 協議会は、委員15人以内をもって組織する。</u></p> <p><u>4 委員は、市長及び法第8条第2項に規定する者（市長を除く。）のうちから市長が委嘱する者をもって充てる。</u></p> <p><u>5 市長は、あらかじめ指名する者を、その代理の委員とすることができる。</u></p> <p><u>6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p><u>7 委員は、再任されることができる。</u></p> <p><u>8 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</u></p> <p><u>9 協議会は、必要があると認めるときは、関係人に対し、説明</u></p>	<p>2 審議会は、前項に掲げる事項について調査・審議し、その結果を市長に答申する。</p> <p>3 審議会は、必要があると認めるときは、関係人に対し、説明又は資料の提供を求め、その他必要な調査を行うことができる。</p> <p>4 審議会は、委員5人以内をもって組織し、その委員は、特定空家等の適正管理に関し公正な判断ができ、かつ、法律又は建築物等に関して優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>6 委員は、再任されることができる。</p> <p>7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</p> <p>8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必</p>

改正後	改正前
<p>又は資料の提供を求め、その他必要な調査を行うことができる。</p> <p><u>1 0 協議会は、第2項各号に規定する所掌事務に係る特定の事項について調査審議するため、次に掲げる部会を置く。</u></p> <p><u>(1) 空家等対策計画策定・事業実施委員会</u></p> <p><u>(2) 管理不全空家等及び特定空家等審議会</u></p> <p><u>1 1 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p><u>(緊急安全措置)</u></p> <p><u>第9条 市長は、管理不全空家等又は特定空家等が市民等の生命、身体又は財産に対する重大な被害を与えることが明らかな状態であって、緊急に危険を回避する必要があると認めるときは、当該管理不全空家等又は特定空家等に対して必要最小限度の措置をとることができるものとする。</u></p> <p><u>2 市長は、前項の規定による措置をとるときは、あらかじめ当該管理不全空家等又は特定空家等の所有者等に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。ただし、管理不全空家等又は特定空家等の所有者等を確知することができない場合又は特</u></p>	<p>要な事項は、規則で定める。</p> <p>(緊急安全措置)</p> <p>第8条 市長は、特定空家等が市民等の生命、身体又は財産に対する重大な被害を与えることが明らかな状態であって、緊急に危険を回避する必要があると認めるときは、所有者等の同意を得て当該被害を防止するために必要最小限度の措置をとることができる。この場合において、市長は、当該措置に要した費用について、所有者等に対し、その償還を請求するものとする。</p>

改正後	改正前
<p><u>に緊急の必要があると認める場合その他やむを得ないと認められるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>(1) 措置を行う理由</u></p> <p><u>(2) 措置の内容</u></p> <p><u>(3) 措置を行う日時又は期間</u></p> <p><u>(4) その他市長が必要と認める事項</u></p> <p><u>3 市長は、第1項の規定による措置をとったときは、速やかに当該措置に係る管理不全空家等又は特定空家等の所有者等に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 措置の内容</u></p> <p><u>(2) 措置を行った日時又は期間</u></p> <p><u>(3) 措置に関して支出した費用の額</u></p> <p><u>(4) その他市長が必要と認める事項</u></p> <p><u>4 市長は、第1項の規定による措置に要する費用を支出したときは、その費用を当該管理不全空家等又は特定空家等の所有者等から徴収するものとする。この場合において、その徴収に当たっては、実際に要した費用の額及びその納期限を定め、所有者に対し、文書をもって納付を命令しなければならない。</u></p>	<p>2 市長は、前項の措置を講じたときは、当該特定空家等の所在地及び当該措置の内容を、遅滞なく、当該特定空家等の所有者等に通知しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p data-bbox="114 264 1099 496"><u>5 第1項の措置に関して支出した費用は、管理不全空家等又は特定空家等の当該措置に係る部分の所有者等の負担とし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第1項に規定する歳入とする。</u></p> <p data-bbox="136 544 752 579">（相続人の不存及び不在者への対応）</p> <p data-bbox="136 611 277 646"><u>（削除）</u></p>	<p data-bbox="1167 544 1742 579">（相続人の不存及び不在者への対応）</p> <p data-bbox="1122 611 2130 970">第9条 市長は、特定空家等の相続人があることが明らかでない場合であって、法の目的を達成するために必要があると認めるときは、当該特定空家等について、民法（明治29年法律第89号）第952条第1項に規定する相続財産の管理人（以下「相続財産管理人」という。）の選任に必要な手続をとることができる。</p> <p data-bbox="1122 1002 2130 1297">2 市長は、特定空家等の相続人の全部又は一部が民法第25条第1項に規定する不在者である場合であって、法の目的を達成するために必要であると認めるときは、当該特定空家等について、同項に規定する財産の管理人（以下「不在者財産管理人」という。）の選任に必要な手続をとることができる。</p> <p data-bbox="1122 1329 2130 1425">3 市長は、前2項の規定により発生した費用について、相続財産管理人又は不在者財産管理人に対し、その償還を請求するこ</p>

改正後	改正前
<p data-bbox="159 352 456 384">(関係機関との連携)</p> <p data-bbox="114 416 394 448">第10条 (略)</p> <p data-bbox="159 568 255 600">(委任)</p> <p data-bbox="114 632 360 663">第11条 (略)</p>	<p data-bbox="1160 264 1339 296">とができる。</p> <p data-bbox="1167 352 1464 384">(関係機関との連携)</p> <p data-bbox="1122 416 2119 512">第10条 市長は、緊急の必要があると認めるときは、市内を管轄する関係機関に対し、必要な協力を要請することができる。</p> <p data-bbox="1167 568 1263 600">(委任)</p> <p data-bbox="1122 632 2119 727">第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>